

(参考資料 2)

第 3 回保育士養成課程等検討会
平成 27 年 9 月 10 日

保育実技講習（仮称）に関する意見

村松 幹子

- (1) 実技試験を実習に代えるにあたっては、保育について理解したうえで実習をすることが望ましいと考えます。そのため、筆記試験合格後に実習を実施することが適切と考えます。
- (2) 保育に対するより深い理解を得るため、実習のみならず、講習も併せて受講していただくことが適切と考えます。
- (3) 実習は、受講生が事前に保育現場を理解するために重要と考えます。また、受講生自らが適性を知る機会とも捉えることができます。こうしたことから、必ず実習の機会を確保すべきと考えます。
- (4) 保育士資格を取得する機会を増やし、質を担保しつつ資格取得をしやすくするという本検討の主旨に鑑み、保育実技講習のカリキュラムは、3領域（音楽、造形、言語）を学ぶことができる時間が確保されることが必要と考えます。
- (5) 実習に際しては、実習生を受け入れるためのガイドライン等を定めることは必須と考えます。
- (6) 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の資格取得のための実習では、実習受入れ施設の実習指導者に、それぞれ「実習指導者講習会」を受講することが求められており、そのことにより実習の質の担保が図られています。地域限定保育士資格取得においても、同様の効果が期待できる仕組みを、今後取り入れるべきと考えます。
- (7) 保育士資格は、保育所のみで必要とされる資格ではないことから、他の児童福祉施設も含めるべきと考えます。